

# 企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等の 公表に対する意見

2026年2月2日  
農 林 中 央 金 庫  
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会  
全 国 漁 業 協 同 組 合 連 合 会

※農林中央金庫は、本資料について、農林中央金庫単体としてのものではなく、農漁協系統金融機関の中央機関としてコメントいたしております。

## 質問事項および回答

### (意見提出の前提)

本基準案は、主に上場企業を対象とし、国際会計基準と整合性のあるものとすることを主眼に、貸倒引当金の算定方法等の大幅な見直しが提案されておりますが、地域や中小企業が主な利用者となる協同組織金融機関においては、地域金融機関としての役割や中小企業への資金供給に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした背景を踏まえ、今後、本基準を参考に、協同組織金融機関が参照する会計の基準について当局と協議しながら検討していくものと認識しております。

そのため、各質問に対する同意・不同意への回答は差し控え、重要と思われる事項について以下のとおりコメントいたします。

質問事項	内容	意見
質問1 (開発にあたっての基本的な方針に関する質問)	<ul style="list-style-type: none"><li>IFRS第9号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準（ステップ2及びステップ3）」と「IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準（ステップ4）」を開発するという本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>コメントなし</li></ul>

# 質問事項および回答

質問事項	内容	意見
質問3-1 (信用リスクの著しい増大の判定に関する質問)	<ul style="list-style-type: none"><li>本公開草案における債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい増大の判定（簡素化された判定方法を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>内部信用格付以外によるSICR判定に必要な「正常先」の区分手法は具体的に明示されておらず、実務上どのような対応が想定されるのか不明確。</li><li>簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定について、内部信用格付を活用して判定する方法が提案されている。内部信用格付を保有しない金融機関を想定した簡素化された算定方法を例示いただきたい。簡素化された判定方法として、2019年12月に廃止された「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」等の検査マニュアルに基づく債務者区分を定義した上で我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法が提案されている（補足文書（案）金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）第14,15項）。しかし、これは旧金融検査マニュアルの実務に沿った内部信用格付を前提とする考え方であり、協同組織金融機関を中心とした一定数の金融機関は内部信用格付を保有していない。そのため、SICR判定において、内部信用格付を利用しない正常先の区分方法等について簡便な手法を例示いただきたい。</li></ul>

# 質問事項および回答

質問事項	内容	意見
質問3-2 (予想信用損失の算定方法に関する質問)	<ul style="list-style-type: none"><li>本公開草案における予想信用損失の算定方法に関する提案（簡素化された予想信用損失の算定方法を含む。）に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観察可能なデータに基づいて調整を行うと提案されている。貸倒実績等過去のデータの蓄積が豊富ではない金融機関を想定した、より簡素化された調整方法を例示いただきたい。（予想信用損失適用指針第50項）</li><li>過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映することによって予想信用損失を算定することが提案されている。しかし、融資先業種が集中している協同組織金融機関において、将来の経済状況の予測に関して容易に利用可能な特定分野固有の将来予測情報等は存在していない。そのため代替可能な手法を例示いただきたい。</li><li>貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観察可能なデータに基づいて調整を行う、観察可能なデータには「(1) 国内総生産（GDP）(2) 失業率(3) 不動産価格や商品価格(4) 借手の支払状況(5) 金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因」と例示されている。しかし、融資先業種が集中した貸出では、上記のような一般的な経済指標と貸倒に相関関係を見出し難く、特定分野の貸出に適合する観察可能なデータや一般的な指標の発掘は困難。そのため、観察可能なデータが見つからない場合の取扱いを例示いただきたい。</li></ul>

# 質問事項および回答

質問事項	内容	意見
質問6-1 (適用時期に関する質問)	<ul style="list-style-type: none"><li>本公開草案における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>公表から3年程度経過した4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用すると提案されている。しかしながら、新基準適用に備えたデータ検証作業やシステム改修に相応の時間を要することが予想され、適用までの期間が公表から3年程度では、十分な準備ができない懸念がある。今回提出した意見に配慮いただいた場合であっても、適用時期として提示された3年程度について、さらなる長期化の時間的猶予をいただきたい。</li></ul>

# 質問事項および回答

質問事項	内容	意見
質問8 (その他)	<ul style="list-style-type: none"><li>その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>予想信用損失の算定に関して、「過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報」を反映する方法により算定すると提示されているが（公開草案第89号27-2）、「過大なコストや労力」を掛けない具体的な算定方法の考え方を例示いただきたい。かかる算定方法の検討にあたっては、協同組織金融機関において営業地域や組合員の構成から融資先業種が集中しており、また出資者も営業地域内に偏重しており、上場企業における投資家目線（海外投資家を含む）での国際的な比較可能性の観点や投資家から通常期待される水準に照らして判断することは協同組織金融機関には馴染まないものとする。</li><li>総合事業（金融業と、一般事業会社と同様の営業取引）を兼営する協同組織金融機関においては、同一の債務者に対して、貸出による債権と売上（供給等）にかかる債権の両方を有することがある。この場合、両方の債権に対しステップ4を適用するのか、それとも、貸出による債権に対しステップ4を適用し、売上（供給等）にかかる債権にステップ5を適用するのか、考え方を提示いただきたい。</li></ul>

# 質問事項および回答

質問事項	内容	意見
(補足文書(案)に関する質問)	<ul style="list-style-type: none"><li>補足文書(案)に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定について、内部信用格付を活用して判定する方法が提案されている。しかし、そもそも内部信用格付を保有していない協同組織金融機関も相応に存在する。そうした協同組織金融機関の実務負担に配慮した、過大なコストや労力が掛からない簡素化された算定方法を設例を使って選択肢の一つとして例示していただきたい(予想信用損失適用指針第56項～62項)。</li><li>予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観察可能なデータに基づいて調整を行う、観察可能なデータには「(1) 国内総生産(GDP) (2) 失業率 (3) 不動産価格や商品価格(4) 借手の支払状況(5) 金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因」と例示されている。しかし、協同組織金融機関において、融資先業種が集中した貸出ポートフォリオに適合する観察可能なデータは見出し難い。そうした協同組織金融機関の実務負担に配慮した過大なコストや労力が掛からない簡素化された調整方法を設例を使って選択肢の一つとして例示いただきたい(予想信用損失適用指針第50,51項)</li></ul>